

令和3年度 第2回

古賀市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和3年10月18日

【議事】

- 令和2年度国民健康保険特別会計決算報告について
- 国保事業費納付金と標準保険料率等の概要について
- その他

- 令和 2 年度国民健康保険特別会計決算報告
について

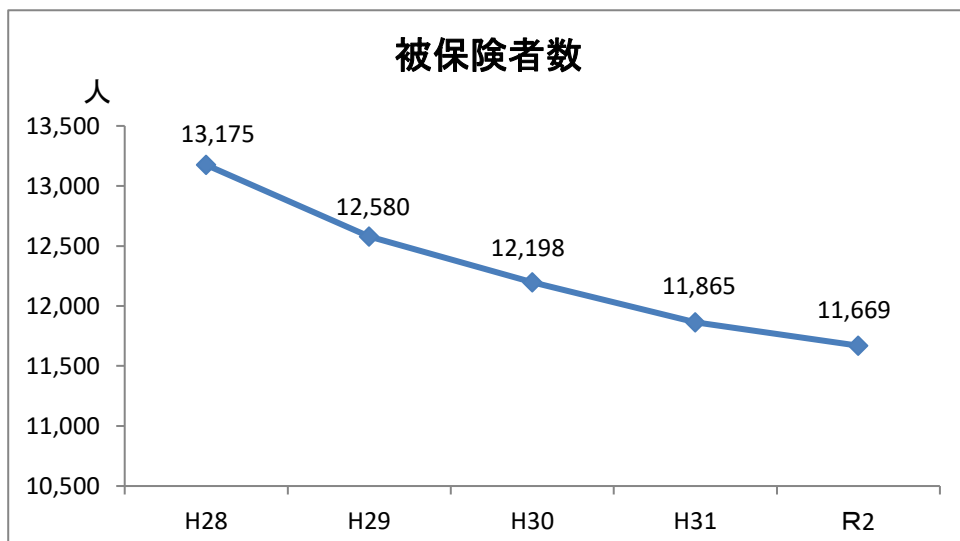
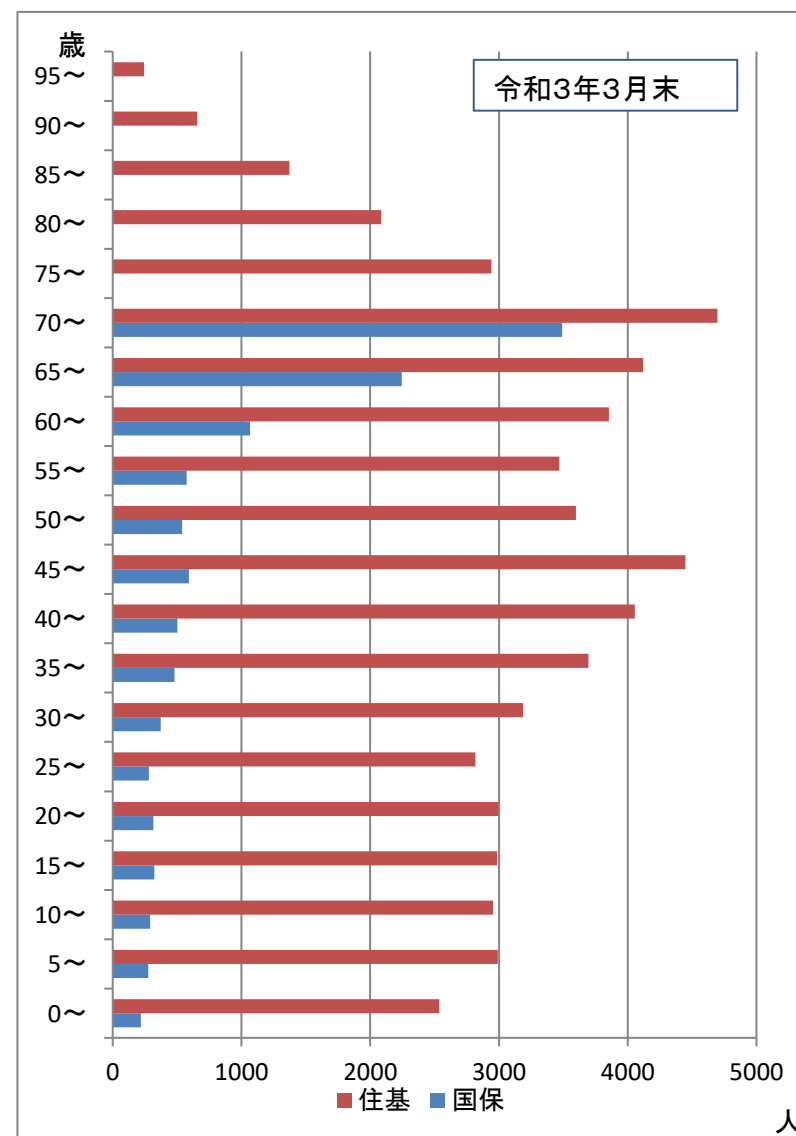
1. 令和2年度国民健康保険特別会計決算について

年齢階層別

(1) 国民健康保険事業基数

区分		令和2年度(年度平均) A	平成31年度(年度平均) B	増減 A-B
世帯数		7,340	7,382	▲ 42
被 保 険 者 数	全体	11,669	11,865	▲ 196
	一般	11,669	11,865	▲ 196
	退職	0	0	0
	介護再掲	3,322	3,436	▲ 114

※年度平均は3月から翌年2月までの平均



(2) 令和2年度決算額

歳入

(単位:千円)

		R2年度 当初予算額	R2年度 決算額(A)	H31年度 決算額(B)	増減額 (A-B)	備考
保険 税	一般分	1,111,179	1,117,723	1,167,394	-49,671	被保険者数 の減等
	退職分	263	615	448	167	
	計	1,111,442	1,118,338	1,167,842	-49,504	
国庫支出金		2,322	26,484	7,006	19,478	
県支出金		4,434,101	4,145,043	4,216,485	-71,442	
財産収入		500	15	0	15	基金利子
一般会計繰入金		523,400	518,114	524,138	-6,024	
繰越金		27,684	215,620	261,583	-45,963	前年度繰越 金
その他収入		4,116	22,904	28,314	-5,410	
合 計		6,103,565	6,046,518	6,205,368	-158,850	

歳出

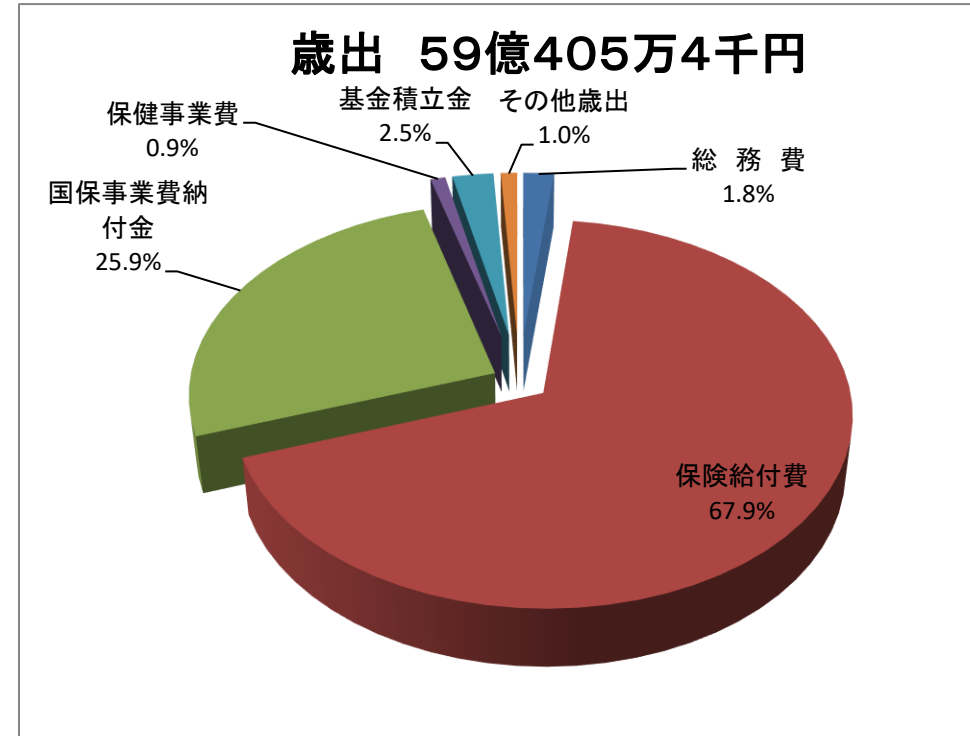
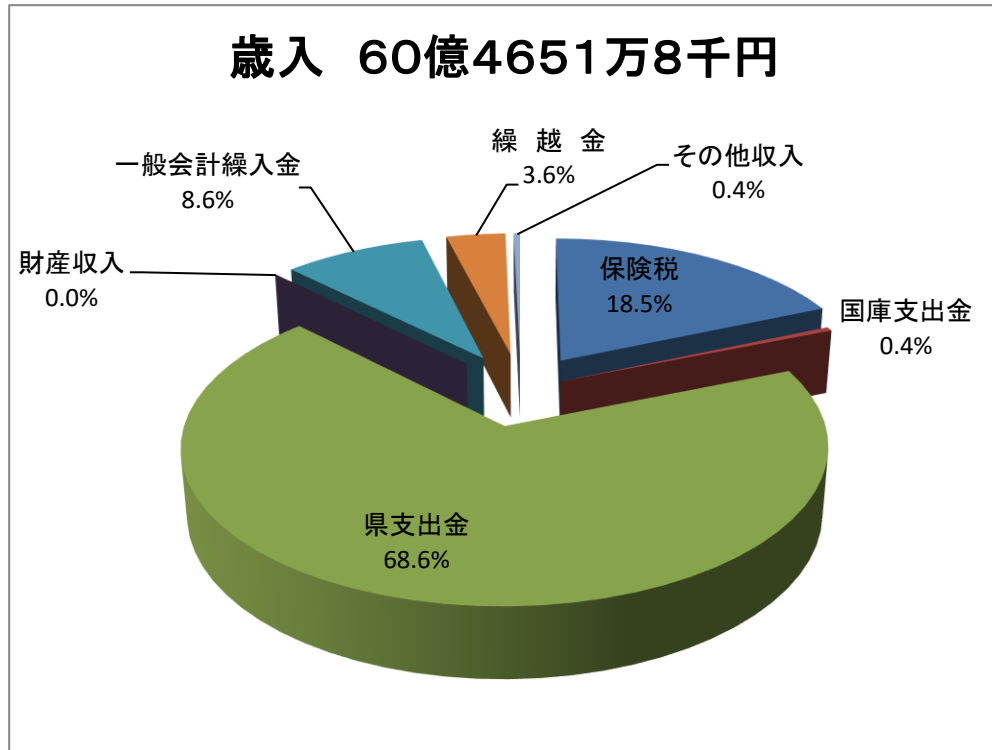
(単位:千円)

		R2年度 当初予算額	R2年度 決算額(A)	H31年度 決算額(B)	増減額 (A-B)	備考
総務費		110,741	108,763	109,174	-411	
保険 給 付 費	一般分	4,350,510	3,983,049	4,108,212	-125,163	新型コロナに よる受診控 え
	退職分	3,120	82	13	69	
	その他	30,460	24,756	26,391	-1,635	
計		4,384,090	4,007,887	4,134,616	-126,729	
国保事業費納付金		1,531,686	1,531,782	1,429,604	102,178	
保健事業費		68,874	52,595	53,961	-1,366	
基金積立金		500	145,086	201,559	-56,473	
その他歳出		7,674	57,943	60,835	-2,892	
合 計		6,103,565	5,904,054	5,989,749	-85,695	

(A)の合計金額は、四捨五入により内訳の合計とは一致していない。

※歳入歳出差引額 142,464 千円

(3) 令和2年度決算構成概要

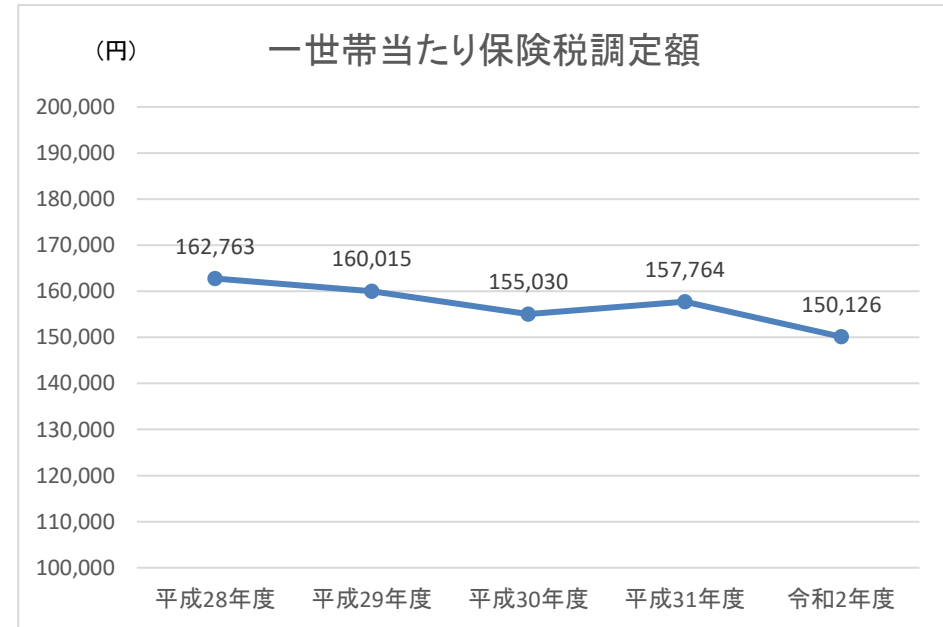
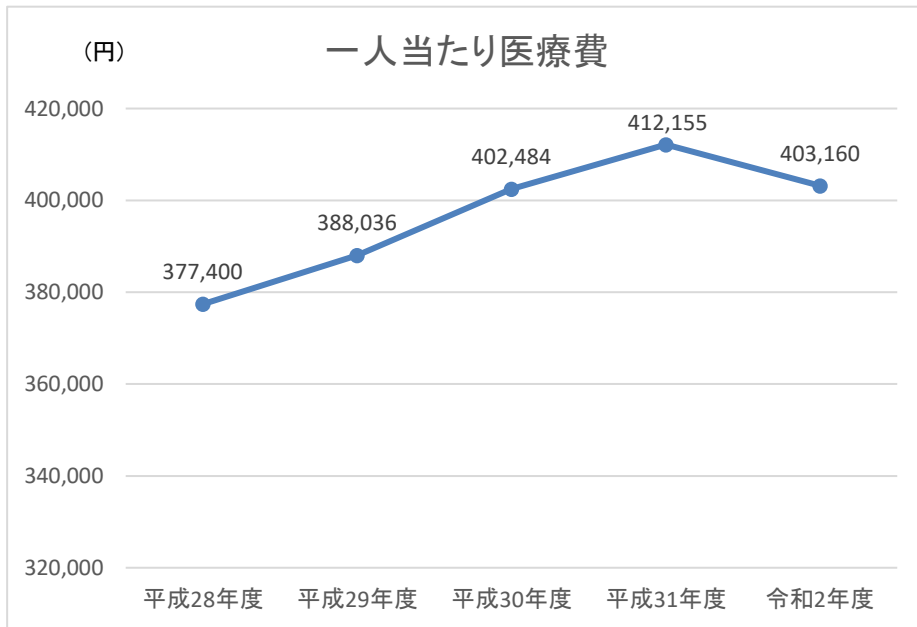


- ・保険税 被保険者が負担する保険税
- ・国庫支出金 災害時等の補助金
- ・県支出金 保険給付費(一般分・退職分)、保険者努力支援分等
- ・財産収入 財政調整基金の運用益
- ・一般会計繰入金 保険税の法定軽減分、事務費等繰入金
- ・繰越金 前年度からの繰越金
- ・その他 延滞金、第三者納付金等

- ・総務費 職員人件費、納付書・保険証発送等の事務費
- ・保険給付費 保険適用の医療のうち自己負担分を除いた費用
- ・国保事業費納付金 保険税等を財源とする県に支払う納付金
- ・保健事業費 特定健診・特定保健指導・医療費適正化等に係る費用
- ・基金積立金 財政調整基金への積立金
- ・その他 返還金等

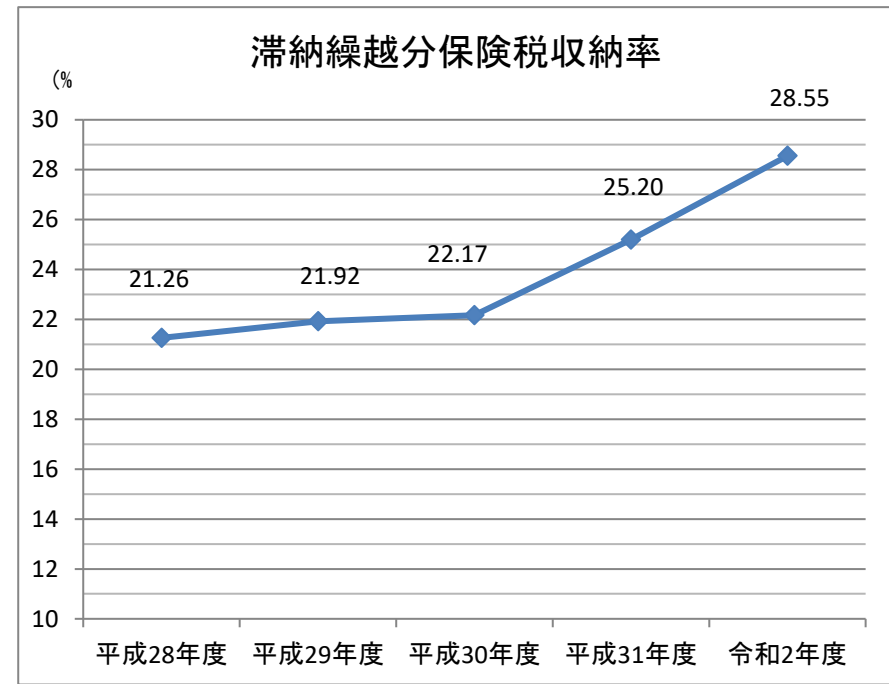
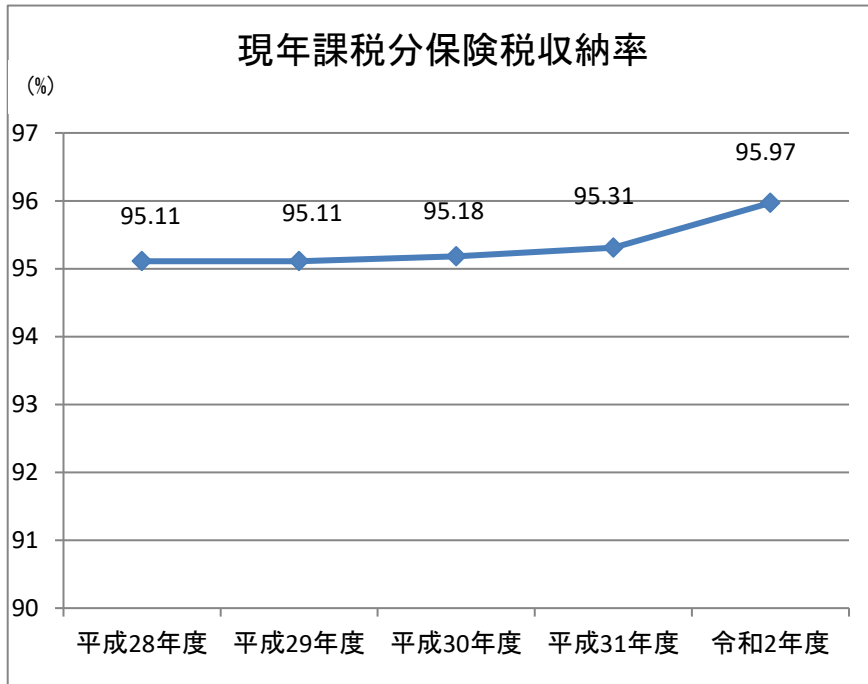
(4) 医療費・保険税調定額の推移

- ・令和2年度一人当たり医療費 403,160 円 (一般:403,160円、退職:該当なし)
- ・令和2年度一世帯当たり保険税調定額 150,126 円 (一般:150,126円、退職:該当なし)



(5) 収納率の推移

- ・令和2年度現年課税分保険税収納率 95.97%
- ・令和2年度滞納繰越分保険税収納率 28.55%

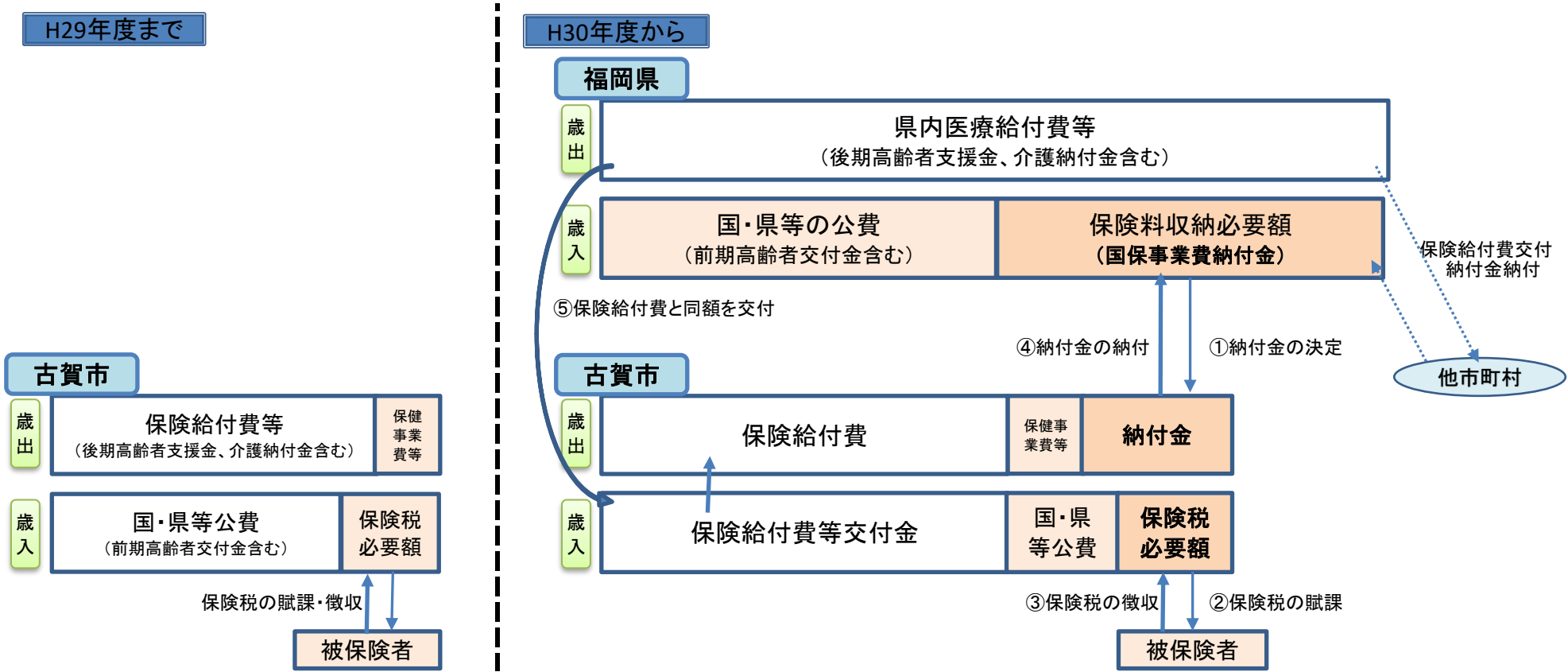


- 国保事業費納付金と標準保険料率等の概要について

1. 納付金について

国保財政の仕組み(イメージ)

- 県は、財政運営の責任主体となり、県内の医療給付費等の見込みを立て、保険料収納必要額を算定し、市町村ごとの納付金の額を決定する。(市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮)・・・下図①
- 市町村は、納付金を納付するために必要な保険税必要額を算出し、保険税率を決定、賦課・徴収し、県へ納付金を納める。・・・下図②③④
- 県は、保険給付に必要な費用を全額、市町村へ交付する。(出産育児一時金等は除く)・・・下図⑤



◆納付金の算定方法は？◆

国保事業費納付金の市町村への配分(イメージ)

○ 都道府県が、都道府県内の保険料収納必要額(医療給付費－公費等による収入額)を市町村ごとの被保険者数と所得水準で按分し、それぞれに医療費水準を反映することにより、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定

〈市町村の納付金額〉

〈按分方法〉

被保険者数に応じた按分額に
市町村ごとの医療費水準を反映

(医療費実績は、年齢構成の相違による差を調整したもの、複数年平均)

〈按分方法〉

所得水準に応じた按分額に
市町村ごとの医療費水準を反映

(医療費実績は、年齢構成の相違による差を調整したもの、複数年平均)

← 被保険者数に応じた按分 →

← 所得水準に応じた按分 →

所得水準の高い都道府県ほど、割合大
(全国平均並の所得水準の場合、全体の50%)

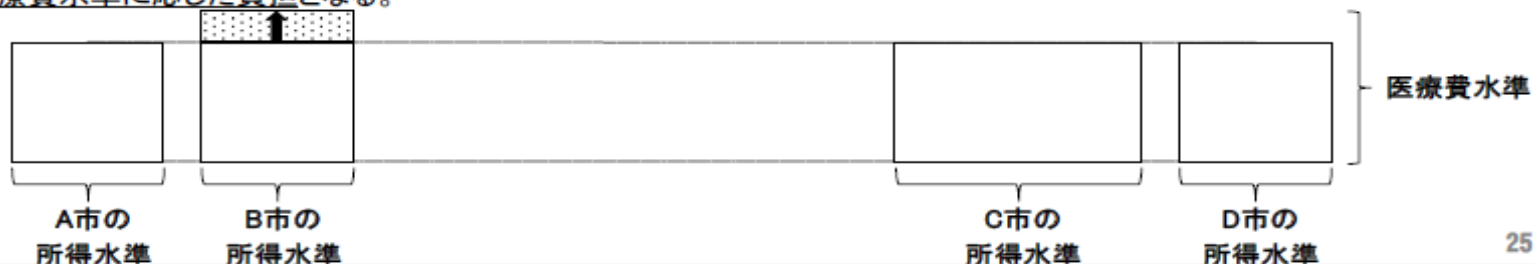
医療費水準をどの程度反映するかは α により調整

医療費水準を反映

所得水準をどの程度反映するかは β により調整

○ 市町村の所得水準が同じ場合、年齢構成の差異の調整後の医療費水準が高いほど納付金の負担が大きくなり、医療費水準に応じた負担となる。

○ 年齢調整後の医療費水準が同じ場合、市町村の所得水準が高いほど納付金負担が大きくなり、公平な保険料水準となる。

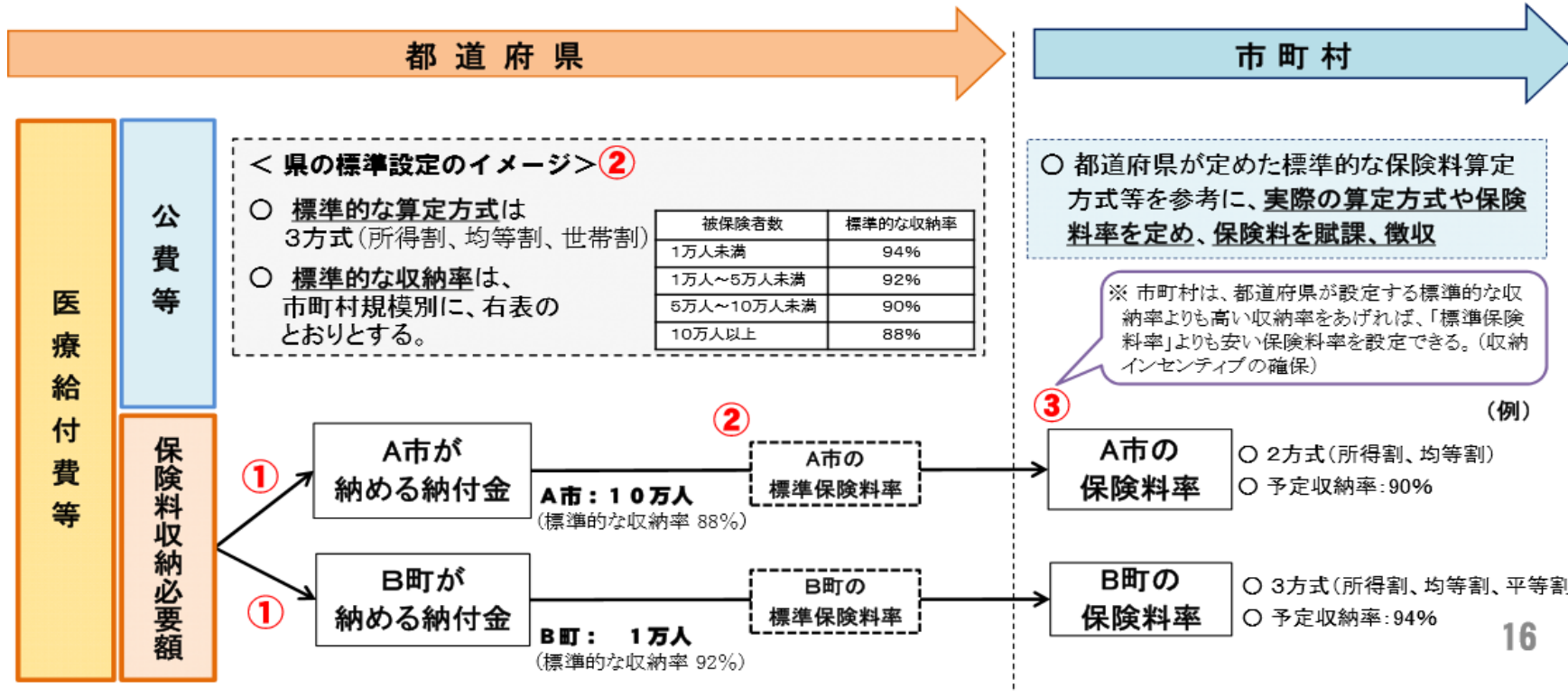


◆国保財政の仕組みはどうか？②◆

国保の財政運営、保険料の賦課・徴収の仕組み (イメージ)

※詳細は引き続き地方と協議

- 都道府県は、
 - ・ 医療給付費等の見込みを立て、**市町村ごとの国保事業費納付金** (※) の額を決定 (①)
 ※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
 - ・ 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて**市町村ごとの標準保険料率**を算定・公表 (②)
- 市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、**それぞれの保険料率**を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。(③)



2. 標準保険料率について(令和3年度)

標準保険料率

	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)
医療分	7.47	27,022	28,681
後期支援金分	2.51	8,848	9,392
介護納付金分	2.26	10,099	7,961

古賀市の保険料率

	所得割率(%)	均等割額(円)	平等割額(円)
医療分	8.4	23,400	23,500
後期支援金分	2.9	8,400	8,500
介護納付金分	2.4	13,200	—

所得割	前年中の所得に応じて賦課	応能割
均等割	被保険者1人当たりに賦課	応益割
平等割	被保険者1世帯当たりに賦課	

3. 標準保険料率の算定方法について

(1) 地域の実情に応じた保険料水準の均一化

○福岡県国民健康保険運営方針より一部抜粋

国保制度改革の更なる深化を図るため、引き続き市町村の医療費水準の平準化等を図りながら、保険料水準の均一化を目指すこととする。

保険料水準の均一化については、医療費水準の平準化以外にも多くの課題があることから、次の二段階で解決にあたっての検討等を行う。

① 制度改革定着期間(令和5年度まで)

運営方針に掲げる諸施策を実行し、その定着を図るとともに、保険料水準の均一化に向けた諸課題について、県と市町村で協議し、一定の方向性を示すことを目指す。

② 県内均一化移行期間(令和6年度以降)

制度改革定着期間における協議を踏まえ、保険料水準の均一化に向けた取組を進めることとし、協議が整わなかった課題については、継続して協議する。

(2) 標準的な保険税算定方式□

○福岡県国民健康保険運営方針より一部抜粋

市町村標準保険料率の算定方式

・医療分、後期分、介護分の全てにおいて3方式(所得割・均等割・平等割)とする。

市町村標準保険料率の算定に必要な納付金の算定

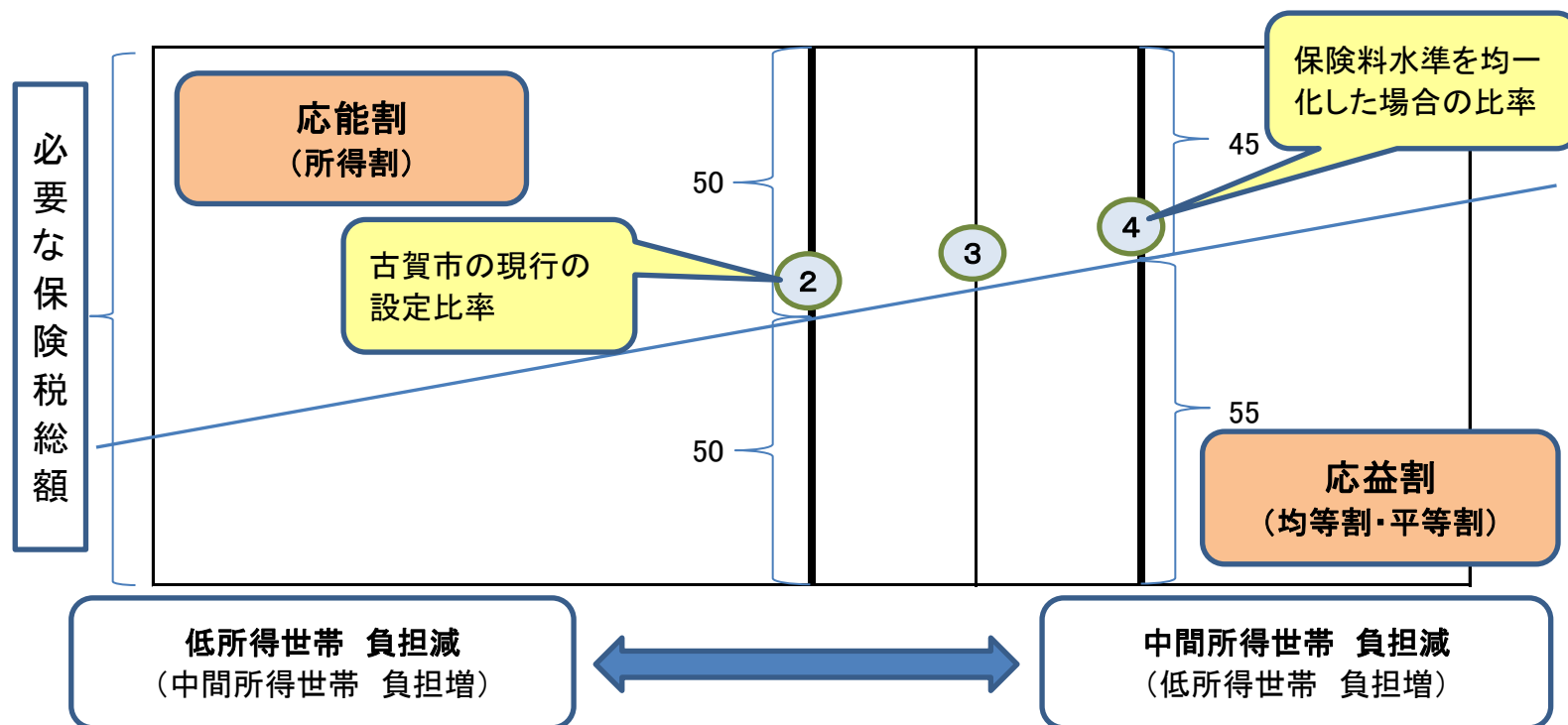
・令和6年度納付金算定から、医療費水準の格差の反映の程度を減少させる。

・医療分、後期分、介護分の全てにおいて3方式とする。

・応益分:応能分=1:国が示す本県の所得係数 β とする。(55:45)

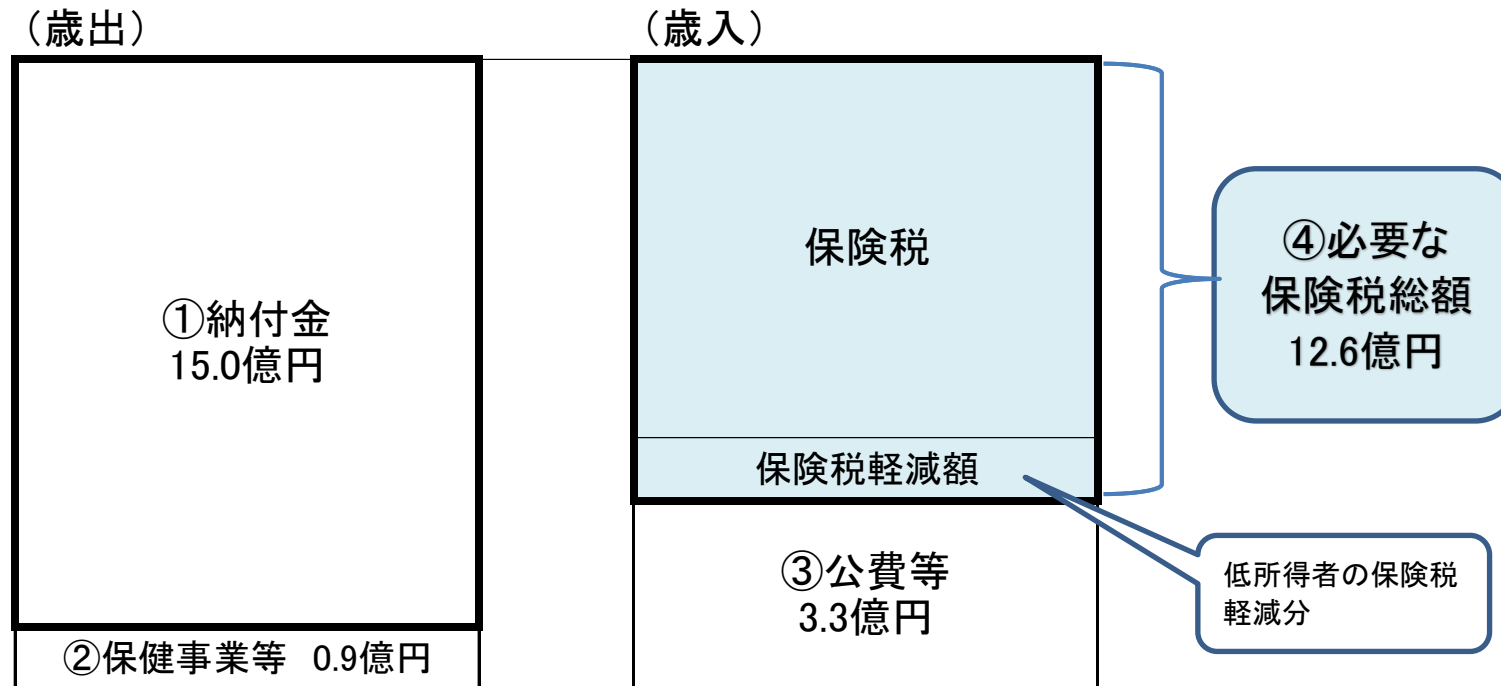
・応益分は、均等割:平等割=6:4とする。

(3) 賦課割合(応能割・応益割)の考え方



4. 必要な保険税総額

(1) 納付金と保険税総額の関係(令和3年度)



※国民健康保険特別会計で納付金と保険税にかかる部分を抜粋したイメージ図

必要な保険税の総額は約12.6億円のところ、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少を見込んだ上で、現行の保険税率で試算した歳入は約12.1億円となる。

⇒ 約0.5億円不足するため、基金を取り崩し補填

※必要な保険税の総額には保険税軽減分(一般会計繰入分)も含むため保険税収入とは異なる。

(2) 必要な保険税総額

$$\text{④必要な保険税総額} = \text{①納付金} + \text{②保健事業等} - \text{③公費等}$$

①納付金	納付金(医療分、支援分、介護分)	県に収めるべき費用
②保健事業等	保健事業(特定健診等)	特定健診等に要する費用
	出産育児諸費	出産育児一時金支給に要する費用
	葬祭諸費	葬祭費支給に要する費用
	審査支払手数料	診療報酬の審査支払に要する費用
	その他諸支出	還付金等に要する費用
③公費等	保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	低所得者数に応じ一定割合を繰入
	特別調整交付金等	市町村の事情を考慮して交付
	県繰入金	市町村の事情を考慮して県から繰入
	保険者努力支援制度	市町村の努力に応じて交付
	特定健診等負担金	特定健診等の国県負担金
	出産育児一時金繰入金	出産育児一時金の3分の2(法定繰入分)
	財政安定化支援事業繰入金	市町村への地方財政措置として交付
	保険税滞納繰越分	過年度分の保険税収入
その他諸収入	返納金等諸収入	

5. 古賀市国民健康保険財政調整基金について

平成31年度に「古賀市国民健康保険財政調整基金条例」を制定(令和2年3月27日)。

現在の基金残高は約3.4億円。(前年度の繰越金(償還金を除く)を積立)

⇒ 国保事業に必要な経費の財源に充てることが可能。

平成31年度積立額:201,559,000円

令和2年度積立額 :145,071,000円

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響による税収不足を補うため、5,000万円を取り崩す予定。

国民健康保険税の課税について

別紙

令和3年度の国民健康保険税率は以下のようになります。

①医療分、②後期高齢者支援分、③介護分を合わせた形で納めていただくことになります。

①②③所得割については、該当者全員の所得について計算します。

① 医療分 (3方式)

所得割	前年分所得の	8.4 % (基礎控除43万円)
均等割	1人あたり	23,400 円
平等割	1世帯あたり	23,500 円
課税限度額		630,000 円

$$\left(\begin{array}{c} \text{世帯の国保加入者の基礎控除後} \\ \text{(43万円)の所得の合計} \end{array} \right) \times 8.4\% = \boxed{0}$$

$$\text{※1人あたり } 23,400\text{円} \times \boxed{0}\text{人} = \boxed{0}$$

$$\text{※1世帯あたり} \quad \boxed{23,500}$$

医療分合計 ① **23,500**

② 後期高齢者支援分 (3方式)

所得割	前年分所得の	2.9 % (基礎控除43万円)
均等割	1人あたり	8,400 円
平等割	1世帯あたり	8,500 円
課税限度額		190,000 円

$$\left(\begin{array}{c} \text{世帯の国保加入者の基礎控除後} \\ \text{(43万円)の所得の合計} \end{array} \right) \times 2.9\% = \boxed{0}$$

$$\text{※1人あたり } 8,400\text{円} \times \boxed{0}\text{人} = \boxed{0}$$

$$\text{※1世帯あたり} \quad \boxed{8,500}$$

後期高齢者支援分合計 ② **8,500**

③ 介護分 (40歳～64歳) (2方式)

所得割	前年分所得の	2.4 % (基礎控除43万円)
均等割	1人あたり	13,200 円
課税限度額		170,000 円

$$\left(\begin{array}{c} \text{世帯の対象者の基礎控除後} \\ \text{(43万円)の所得の合計} \end{array} \right) \times 2.4\% = \boxed{0}$$

$$\text{※1人あたり } 13,200\text{円} \times \boxed{0}\text{人} = \boxed{0}$$

介護分合計 ③ **0**

課税されています税額はその後に所得額などに変更が生じた時、
変更することがありますのでご了承下さい。

国民健康保険税合計 ①+②+③ **32,000**

所得は総所得金額等(給与所得、年金所得などの合計)になります